

# 訪問看護 重要事項説明書

## 第1条 (理念)

私たちは、『病む人の気持ちを』そして『家族の気持ちを』尊重し、温かく、思いやりのある最良のがん在宅医療を目指します。

## 第2条 (運営の方針)

1. 事業者は、ご利用者が安心して家で過ごすことができるよう、主治医と密に連携を取りながら、必要なサービスを提供します。
2. 事業者は、地域との結びつきを重視し、在宅支援診療所、他の訪問看護ステーション、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者など、地域のスタッフと手を携えてサポートします。
3. 事業者は、ご利用者の症状、心身の状況、その置かれている環境及びご希望などの把握に努め、ご利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活を支援します。
4. 事業者は、提供するサービスの質の向上について評価を行い、常に改善を図るよう努めます。

## 第3条 (法人の概要)

法人種別	独立行政法人国立病院機構
代表者名	理事長 新木 一弘
所在地・電話	住所：東京都目黒区東が丘2丁目5-21 (電話) 03-5712-5050 (FAX) 03-5712-5081
設立	2018年7月
業務の概要	訪問看護及び介護予防訪問看護

## 第4条 (事業者の概要)

事業者名	九州がんセンター 訪問看護ステーション
所在地	福岡県福岡市南区野多目3丁目1-1
連絡先	(電話) 092-555-5102 (FAX) 092-555-5703
介護保険指定番号	4061290542
サービス提供地域	福岡市全域、春日市、大野城市、那珂川市（事業所所在地から乗用車で片道30分圏内） ※該当しない地域についてもご相談に応じます。

## 第5条 (営業日及び営業時間)

平日	土曜・日曜日	祝日・12/29～1/3
8:30～17:15	休日	

※営業日、営業時間帯にかかわらず24時間体制をとっております。利用の同意を得ている方は、緊急時や時間外でも訪問します。但し、利用料が通常料金とは異なりますのでご注意ください。

## 第6条（事業者の職員体制と職務内容）

職種	資格	訪問看護ステーション 所属看護師・事務	病棟所属 看護師	職務内容	計
管理者	看護師	1名		従業員の管理及び業務の 一元的な管理	1名
訪問看護 師	看護師	4名	17名 （*訪問看護師 登録制度）	訪問看護サービスの提供	21名
事務員		1名		事務所の必要な事務処理	1名
	計	6名	17名		23名

（2024年12月1日現在）

### \*訪問看護師登録制度とは

看護実践能力のある病棟看護師を訪問看護ステーション兼務として登録し、日替わりで勤務する制度。

## 第7条（管理者）

サービス提供の管理者は、次の通りです。

サービスについてご相談、ご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

連絡先：九州がんセンター 訪問看護ステーション

氏名：廣渡 真奈美

連絡先電話：092-555-5102

## 第8条（サービス従事者）

サービス従事者は、事業者がサービスを提供するために使用する看護師とします。

## 第9条（身分証携行義務）

事業者は、訪問看護員及び事業者の従業員（以下「訪問看護員等」という）に常に身分証を携行させ、初回訪問時及びご利用者又はそのご家族から提示を求められた時には、身分証を提示させます。

## 第10条（提供するサービスの内容）

1. 事業者は、「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」、介護保険法、医療保険制度等関係諸法及び告示・通達等に従ったサービスをご利用者に提供します。
2. 事業者は、サービス提供の開始に際し、主治医の指示を文書（訪問看護指示書）で受けます。指示期間は、主治医により定められます。指示期間を過ぎる前に、看護師から主治医に対し、期間経過後の指示書の交付依頼を行います。なお、訪問看護指示書代は、健康保険証の負担割合に応じて異なります。病院によって異なる場合もありますのでご確認の上、お支払いください。
3. サービス提供にあたっては、介護保険証、医療保険証や医療受給者証、限度額認定証等の各種医療証の原本のご提示、又はその写しを取らせていただくことを予めご了承ください。なお、被保険者資格等の内容に変更が生じた場合はお知らせください。
4. 訪問看護サービスは、看護師等その他省令で定める者が、ご利用者の居宅（自宅）にて、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。具体的には、以下の①ないし④となります。

### ① 看護介護行為

- ・バイタルサインチェック（血圧、脈拍、体温、簡易酸素飽和度測定など）
- ・身体の保清（清拭、陰部洗浄、更衣、おむつ交換、口腔ケア、手浴、足浴、洗髪、入浴介助、ひげ剃りなど）
- ・療養指導（生活の注意事項、食事指導、排泄に関する対策や指導など）
- ・服薬管理、指導
- ・在宅リハビリテーション
- ・ターミナルケア

### ② 医療処置行為

- ・尿道留置カテーテル、その他カテーテル管理ケア、自己導尿管理ケア（特別管理加算Ⅰ対象）
- ・気管切開（気管カニューレ挿入中）の管理ケア（特別管理加算Ⅰ対象）
- ・経管チューブ、胃瘻（いろう）管理ケア（特別管理加算Ⅰ対象）
- ・中心静脈栄養管理、輸液、ポンプ管理（特別管理加算Ⅰ対象）
- ・在宅酸素療法管理ケア（特別管理加算Ⅱ対象）
- ・人工肛門、人工膀胱管理ケア（特別管理加算Ⅱ対象）
- ・創傷及び床ずれ処置（状態によっては特別管理加算Ⅱ対象）
- ・喀痰の吸引、管理
- ・点滴、注射

### ③ 介護者への支援

- ・介護の方法指導、社会資源の紹介
- ・床ずれ防止、リハビリの方法、食事指導（介護の工夫、方法など）
- ・介護者及びご家族への療養相談、助言
- ・保健福祉サービス・在宅ケアに関する諸サービスの情報提供・活用支援

### ④ その他医師の指示に基づく処置・看護

## 第11条（訪問看護計画等）

1. 事業者は、主治医の指示並びにご利用者のご希望及び心身の状況を踏まえて、訪問看護計画を作成します。なお、訪問看護計画書は交付の上その内容を説明し、ご利用者の同意を得られたら、これに従ってサービスを提供します。その際、ご利用者から署名又は捺印をいただきます。
2. ご利用者が、介護保険適用の場合、ご利用者の居宅サービス計画書（介護予防サービス支援計画書）に沿った、訪問看護計画書を作成します。また、事業者は、ご利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅介護サービス計画書（介護予防サービス支援計画書）の範囲内で可能な時は、速やかに訪問看護計画書の変更等の対応を行います。
3. 事業者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成して、月1回主治医へ、介護保険適用の場合は介護支援専門員へも提出をし、密接な連携を図ります。

## 第12条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、サービスの提供毎に、提供日、提供した具体的なサービス内容、ご利用者の心身状況を記載した訪問看護の記録を作成し、控えをお渡しします。なお、その記録については、当日ご利用者に提供したサービスの確認のため、ご利用者又はそのご家族から署名又は捺印をいただきます。
2. 事業者は、前項に定める記録を含む訪問看護に関する記録（以下、「記録等」という。）を、国立病院機構の規定に基づき保管します。

3. ご利用者は、事業者の営業時間内に、ご本人の記録等をご覧いただけます。但し、所定の手続きを行っていただく必要がありますので、ご了承ください。
4. ご利用者は、国立病院機構の規定に基づき、実費負担の複写料金を負担することで、ご本人の記録等の複写の交付を受けることができます。

### 第13条（連携）

事業者は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたり、主治医、ご利用者が依頼する居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

### 第14条（利用料）

1. ご利用者は、サービスに対する利用者負担金として、サービス毎に料金表に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計金額を支払います。
2. 利用者負担金は介護保険法、医療保険制度等関係諸法及び告示・通達等に基づいて定められるため、契約期間中に介護保険法、医療保険制度等関係諸法及び告示・通達等が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
3. 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険及び医療保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービス内容及び利用料金を説明し、ご利用者の同意を得ます。
4. ご利用者は、第15条に記載の支払方法からいずれかひとつを選択し、その方法にて利用者負担金等の料金を、翌月末日までに支払います。
5. 事業者は、ご利用者及びそのご家族のご希望により提供した保険外の訪問サービスにかかる費用について、ご利用者に請求します。なお、保険外の提供サービス及びその料金は料金表中の（共通）保険外適用料金に記載の通りです。
6. ご利用者は、居宅においてサービス実施のために使用する電気、水道、ガス、電話の費用と、サービス提供のために、必要な費用や物品等を負担します。

### 第15条（利用者負担金のお支払方法）

ご利用者は、下記の支払方法からいずれかひとつを選択し、その選択した方法にて当月1日から末日までの利用料の合計額を支払います。請求書は診療月の翌月中旬頃に発行後、郵送いたします。なお、お支払いは請求書発行日の翌日から20日以内をお願いいたします。

#### ① 窓口でのお支払い

九州がんセンターの受付窓口にてお支払いができます。請求書を受付窓口へお持ちください。現金、クレジット、デビットの取扱いが可能です。時間外については時間外窓口にて対応いたします。

#### ② 銀行・コンビニでの振り込み

ご利用者は料金の合計額を翌月末日までに下記口座に振込送金して支払うことができます。なお、振込手数料はご利用者の負担となります。

西日本シティ銀行 屋形原支店 普通口座（口座番号 1263806）  
口座名義：独立行政法人 国立病院機構 九州がんセンター 院長 森田 勝

## 第16条 (キャンセル)

1. ご利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日営業時間内までに通知することにより、キャンセル料を負担することなく、サービス利用を1日又は一定期間キャンセルすることができます。キャンセルの場合には、速やかに以下の連絡先までご連絡ください。

連絡先：九州がんセンター 訪問看護ステーション 電話：092-555-5102

2. ご利用者が、サービス提供日に通知することなくサービスをキャンセルした場合は、事業者は、ご利用者に対して以下に定める計算方法により、キャンセル料を請求します。

時 期	キャンセル料
・サービス利用の前日 17:15 まで	無料
・サービス利用日の当日 ・サービス利用の前日 17:15 以降	基本料金の10%
・訪問時不在の場合	基本料金の20%

3. ご利用者の容態急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合、キャンセル料は申し受けません。

## 第17条 (利用者負担額の滞納)

1. ご利用者が、正当な理由なく利用者負担額を90日以上滞納した場合及びご利用者負担額を支払わない場合、事業者は30日以上猶予期間を定めて、契約を解除する旨を催告することができます。
2. 前項の催告をした場合、事業者は、以下を行います。
  - ・介護保険適用の場合：ご利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）を作成した居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）と、利用者の日常生活を維持するため、居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）の変更、介護保険外の公的サービスの利用などについて必要な協議を行います。
  - ・医療保険適用の場合：主治医や他保健・医療・福祉サービス機関と医療保険外の公的サービスの利用などについて必要な協議を行います。
3. 事業者は、前項に定める協議を行った上で、利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかった場合、この契約を文書により解除します。

## 第18条 (その他留意事項)

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 訪問看護師等は、年金の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 訪問看護師等は、介護保険法並びに健康保険法上、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんので、ご了承ください。
- ③ 訪問看護師等に対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④ 感染予防のため、処置及びケア時はゴム手袋を使用させていただきます。また、訪問開始時と訪問終了時は手洗いをさせていただきますのでご了承ください。
- ⑤ 訪問看護サービスを提供するために必要な衛生材料、消耗品等については、ご自宅でご準備をお願いします。

## 第19条（緊急時及び事故発生時の対応）

事業者は、サービス提供を行っている時に、ご利用者の容態に急変が生じた場合、又は事故が発生した場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど、必要な対応を講じます。

## 第20条（災害時・感染症蔓延時の対応）

地震・風雪水害などの自然災害発生や警報などが発令された場合、または感染症蔓延時など止むを得ない状況が発生した場合、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業者から連絡します。

## 第21条（相談窓口及び苦情対応）

事業者は、苦情があった場合は、ご利用者の状況を把握するため必要に応じ訪問を実施し、聞き取りや事情の確認を行います。把握した内容をもとに検討を行い、今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行い、ご利用者に対して、対応方法や結果の報告を行います。

サービスに関するご相談及び苦情受付窓口は、以下の通りです。

連絡先	九州がんセンター 訪問看護ステーション
電話番号	092-555-5102
担当者	管理者 廣渡 真奈美
受付日	8：30～17：15（月～金） ※休業日を除く

当ステーション以外に以下の県及び市区町村の相談・苦情窓口等に申し出ることができます。

市区町村名	部署	電話番号
福岡県	福岡県国民健康保険団体連合会	092-642-7859
南区	福祉・介護保険課	092-559-5127
博多区	福祉・介護保険課	092-419-1078
中央区	福祉・介護保険課	092-718-1099
城南区	福祉・介護保険課	092-833-4170
早良区	福祉・介護保険課	092-833-4352
西区	福祉・介護保険課	092-895-7066
東区	福祉・介護保険課	092-645-1069
春日市	高齢課 介護保険担当	092-584-1122
大野城市	すこやか福祉部 介護支援課 介護サービス担当	092-580-1860
那珂川市	健康福祉部高齢支援課介護保険担当	092-953-2211

## 第22条（契約の期間）

1. この契約の期間は、以下の通りとします。
  - ・介護保険適用の場合：契約締結日から、ご利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間終了まで
  - ・医療保険適用の場合：契約締結日から、ご利用者の終了意思が表示されるまでの期間
2. ご利用者から更新拒絶の意思が表示された場合は、事業者は他事業者の情報提供をする等、必要な措置を取ります。

## 第23条（契約の終了）

1. ご利用者は、事業者に対して、契約終了希望日の14日前までに書面で通知することにより、この契約を解約することができます。

但し、ご利用者の急変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の7日以内の通知でも、この契約を解約することができます。その場合のキャンセル料の負担については、第16条が適用されます。

また、この契約の有効期間内であっても、事業者とご利用者の双方の合意により、この契約を解約することができます。
2. やむを得ない事由がある場合は、事業者は、ご利用者に対して、契約終了30日前までにその理由を示した書面を通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、事業者は書面で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
  - ① ご利用者又はご利用者の成年後見人・任意後見人・代理人・ご家族・ご利用者の関係者等（以下「ご家族等」という）が、訪問看護員等に対して、暴力・セクハラ行為・暴言を行った場合や、事業者又は訪問看護員等に関して誹謗中傷する等して、サービス提供の続行が困難な場合。
  - ② ご利用者又はそのご家族等による介護保険法、医療保険制度等関連諸法及び告示・通達等に抵触するサービスの度重なる執拗な要求等により、サービス提供の継続が困難な場合。
  - ③ 上記の他、ご利用者又はそのご家族等が事業者又は訪問看護員等に対してこの契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① サービスのご利用が1年以上なかった場合
  - ② ご利用者の転居により、事業者によるサービス提供が不可能となった場合
  - ③ ご利用者が死亡した場合
  - ④ ご利用者が介護保険施設に入所した場合（※介護保険適用の場合のみ）

（但し、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、その他医療機関などへの入所・入院で、この契約有効期間に収まる時は、この場合を含みません。）

## 第24条（個人情報の取り扱い）

事業者は、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集したご利用者の個人情報を、個人情報保護法の趣旨を尊重し、厳重に管理します。

1. 事業者は、ご利用者の個人情報を、サービス提供及び事業所の運営のために必要な範囲に限定し、その範囲のみ取り扱います。またそれ以外の利用目的については次項にてお知らせし、ご利用者及びそのご家族のご了解を得たうえで利用します。
2. ご利用者の個人情報は、第1項以外では以下の利用目的に使用し、必要に応じて第三者に提供されます。

- ・ ご利用者又はそのご家族への心身の状況説明、看護記録や台帳作成など訪問看護の提供の為
  - ・ 病院、診療所などの医療機関への入退院時の連携
  - ・ 居宅介護支援事業所（介護支援専門員）等の介護サービス事業者とのカンファレンス等による連携、照会への回答
  - ・ 審査、支払機関へのレセプトの提出
  - ・ 保険者への相談、届出、及び照会への回答
  - ・ 健康情報等の事業活動に必要な場合
3. 第1項及び第2項で定めた利用目的を超えて使用する場合は、匿名化（個人を識別できない状態に）して利用する場合及び法令の定めによる場合を除き、ご利用者の同意又は依頼のない限り、個人情報の利用、提供はいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供、預託を行う場合においても、提供・預託先に適正に管理するよう、監督を行います。
  4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、事業者及び訪問看護員等は、サービスの品質の向上を目的とした第三者機関による審査のためにご利用者の個人情報をを用いることに、ご利用者は同意します。
  5. ご利用者及びそのご家族は、本書面への署名をもって、前項までに定めた個人情報の取り扱い及び利用目的について、同意するものとします。

## **第25条（教育等）**

1. 事業者は、ご利用者へのサービス提供に関する内容について、匿名化（個人を識別できない状態に）して、学会及び研究会等での研究発表を行わせていただく場合がありますので、予めご了承ください。
2. 事業者は、医療スタッフの研修及び学生等の実習又は教育を行っており、訪問にあたって、教育研修上の見地からご利用者及びそのご家族にご協力をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

## **第26条（秘密保持）**

1. 事業者及び訪問看護員等は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 前項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待防止法に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は、守秘義務違反の責任を負わないものとします。

## **第27条（賠償責任）**

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、適正な賠償義務の履行を誠実にを行います。

## **第28条（信義誠実の原則）**

1. ご利用者及び事業者は、信義に従い誠実にこの契約を履行します。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法及び医療保険制度等関連諸法及び告示・通達の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

## **第29条（裁判管轄）**

ご利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、福岡地方裁判所又は福岡簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。



## 【料 金 表】

### <介護（予防）保険が適用されるご利用者の方>

※料金は、介護保険法令に定める介護（予防）給付費・報酬に準拠した以下の金額となります。

※利用者負担額は、利用者負担割合証に記載された割合に基づいて算定されます。

※介護保険法令の改正により、利用料金および利用者負担割合等は変わることがあります。

※介護保険法令に定める福岡市の地域区分は5級地で、1単位あたりの単価は10,700円です。

### 【基本料金】

	サービス 単位数	ご利用者負担額			対象欄
		1割	2割	3割	
<b>【介護予防】</b>					
(1)20分未満	(303単位)	324円	648円	972円	
(2)30分未満	(451単位)	482円	965円	1,447円	
(3)30分以上1時間未満	(794単位)	849円	1,699円	2,548円	
(4)1時間以上1時間30分未満	(1,090単位)	1,166円	2,332円	3,498円	
<b>【介護】</b>					
(5)20分未満	(314単位)	335円	671円	1,007円	
(6)30分未満	(471単位)	503円	1,007円	1,511円	
(7)30分以上1時間未満	(823単位)	880円	1,761円	2,641円	
(8)1時間以上1時間30分未満	(1,128単位)	1,206円	2,413円	3,620円	
<b>【介護・介護予防共通】</b>					
(9)初回加算（Ⅰ）	(350単位)	374円	749円	1,123円	
(9)初回加算（Ⅱ）	(300単位)	321円	642円	963円	
(10)退院時共同指導加算	(600単位)	642円	1,284円	1,926円	
(11)サービス提供体制強化加算Ⅰ (1回あたり)	(6単位)	6円	12円	18円	

(※) 20分未満のサービスは、週1回以上20分以上の訪問看護のご利用があり、24時間で訪問看護を行える体制にある場合のみに算定されます。

### 【その他加算】

	サービス 単位数	ご利用者負担額			対象欄
		1割	2割	3割	
(12)緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	(600単位)	642円	1,284円	1,926円	
(13)特別管理加算（Ⅰ）	(500単位)	535円	1,070円	1,605円	
特別管理加算（Ⅱ）	(250単位)	268円	536円	804円	
(14)長時間訪問看護加算 (別表第8該当者)	(300単位)	321円	642円	963円	
(15)複数名訪問加算（Ⅰ） (別表第8該当30分未満)	(254単位)	271円	542円	813円	
複数名訪問加算（Ⅰ） (別表第8該当30分以上)	(402単位)	430円	860円	1,290円	
(16)ターミナルケア加算	(2500単位)	2,675円	5,350円	8,025円	

(注) 通常の時間帯（午前 8 時～午後 6 時）以外の時間帯にサービスを提供する場合には、1 回のサービスにつき、次の割合で基本料金に割増料金が加算されます。

◎早朝（午前 6 時～午前 8 時）：25%

◎夜間（午後 6 時～午後 10 時）：25%

◎深夜（午後 10 時～午前 6 時）：50%

(注) 介護予防保険においても各加算の対象となるご利用者は、【その他加算】の料金が加算されま

す。  
(注) 公的介護保険が適用される場合において、給付限度額を超えた分のサービス利用料金につきましては、全額ご利用者のご負担となります。

(注) 給付制限を受けた場合、居宅サービス計画を作成していない場合、その他償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額をご利用者にご負担いただきます。なお、ご利用者が、事業者の発行する領収書及びサービス提供証明書を保険者（市区町村）の窓口に掲示し市区町村に承認された場合には、利用者負担額を除いた金額が払い戻しされます。

(9) 初回加算（Ⅰ）は、退院した日に看護師が初回の訪問を行った場合に加算されます。（Ⅱ）は、医療保険の訪問看護を含み新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、訪問看護を提供した初回月に算定されます。（Ⅰ）か（Ⅱ）いずれか一方のみが加算されます。

※退院時共同指導加算が算定された場合には算定されません。

(10) 退院時共同指導加算は、医療機関又は介護老人保健施設に入院中もしくは入所中のご利用者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院退所後の 1 回に限り、初回の訪問看護の際に算定されます。

※特別管理加算対象〔別表第 8〕に該当するご利用者は、2 回まで算定されます。

(11) サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣の定める基準を満たした訪問看護事業所の訪問看護サービスを利用された場合に、訪問 1 回につき料金が加算されます。

※本加算については、支給限度額の対象となりません。

(12) 緊急時訪問看護加算は、事業所がご利用者又はそのご家族に対して 24 時間の連絡体制を取り、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制を取っている場合において、ご利用者の同意を得た上で、1 月につき 1 回加算されます。

※本加算については、支給限度額の対象となりません。

(13) 特別管理加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は、〔別表第 8〕に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合において、1 月につき 1 回加算されます。

※本加算については、支給限度額の対象となりません。

(14) 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象のご利用者に対して、1 回の訪問時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合に、所定サービス額（1 時間以上 1 時間 30 分未満）が加算されます。

(15) 複数名訪問加算（Ⅰ）は、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、ご利用者又はそのご家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合に加算されます。

① ご利用者の身体的理由により、1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

② 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破壊行為等が認められる場合

③ その他、ご利用者の状況等から判断し、①又は②に準ずると認められる場合

(16) ターミナルケア加算は、事業所がご利用者又はそのご家族に対して、24 時間連絡体制を取り、必要に応じてサービスの提供を行う場合に、1 回に限り加算されます。

① 主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について説明、同意を得てターミナルケアを実施している場合

② ご利用者がお亡くなりになった日及びお亡くなりになる前14日以内に、2回以上ターミナルケアを行っていること。

※本加算については、支給限度額の対象となりません。

<医療保険が適用されるご利用者の方>

※介護保険適用以外のご利用者及び、介護（予防）保険適用のご利用者が末期がんや難病患者等〔別表第7〕に該当する場合又は疾患の急性増悪等により、主治医から一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示を受けた場合に、訪問看護サービスは、医療保険が適用されます。

※入院中及び入所中であり、退院及び退所を予定している場合や在宅生活において、訪問看護の利用が必要となった場合、介護（予防）保険適用以外のご利用者への訪問看護は、医療保険でのサービス利用料金をご利用者にご負担いただきます。

※ご負担額は、ご利用者の加入保険（健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等）の負担割合により異なります。

【基本療養費】

	利用料金	ご利用者負担額			対象欄
		1割	2割	3割	
(1)訪問看護基本療養費（Ⅰ）					
週3日目まで	【5,550円】	555円	1,110円	1,665円	
週4日目以降	【6,550円】	655円	1,310円	1,965円	
緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の看護師による場合（月1回のみ）	【12,850円】	1,285円	2,570円	3,855円	
(2)訪問看護基本療養費（Ⅲ）	【8,500円】	850円	1,700円	2,550円	
(3)難病等複数回訪問加算					
1日2回訪問（基本療養費(Ⅰ)に追加）	【4,500円】	450円	900円	1,350円	
1日3回訪問（基本療養費(Ⅰ)に追加）	【8,000円】	800円	1,600円	2,400円	
(4)長時間訪問看護加算	【5,200円】	520円	1,040円	1,560円	
(5)乳幼児加算	【1,500円】	150円	300円	450円	
(6)複数名訪問看護加算					
看護師等の有資格者（週1回算定）	【4,500円】	450円	900円	1,350円	
(7)緊急訪問看護加算（14日目まで）	【2,650円】	265円	530円	795円	
(7)緊急訪問看護加算（15日目以降）	【2,000円】	200円	400円	600円	
(8)早朝・夜間加算	【2,100円】	210円	420円	630円	
深夜加算	【4,200円】	420円	840円	1,260円	

【管理療養費】

	利用料金	ご利用者負担額			対象欄
		1割	2割	3割	
(9)訪問看護管理療養費					
月の訪問初日	【7,670円】	767円	1,534円	2,301円	
2回目以降の訪問（1）	【3,000円】	300円	600円	900円	

(10)24 時間対応体制加算	【6,800 円】	680 円	1,360 円	2,040 円	
(11)特別管理加算 ※別表第 8					
重症度の高い方	【5,000 円】	500 円	1,000 円	1,500 円	
各種指導管理の必要な方	【2,500 円】	250 円	500 円	750 円	
(12)退院時共同指導加算	【8,000 円】	800 円	1,600 円	2,400 円	
(13)特別管理指導加算	【2,000 円】	200 円	400 円	600 円	
(14)退院支援指導加算	【6,000 円】	600 円	1,200 円	1,800 円	
(14)長時間退院支援指導加算	【8,400 円】	800 円	1,600 円	2,400 円	
(15)在宅患者連携指導加算	【3,000 円】	300 円	600 円	900 円	
(16)在宅患者緊急時等カンファレンス加算	【2,000 円】	200 円	400 円	600 円	
(17)訪問看護医療 DX 情報活用加算	【50 円】	5 円	10 円	15 円	
(18)訪問看護ベースアップ評価料(I)	【780 円】	78 円	156 円	234 円	
(18)訪問看護ベースアップ評価料(II)18	【500 円】	50 円	100 円	150 円	

#### 【その他療養費】

	利用料金	ご利用者負担額			対象欄
		1 割	2 割	3 割	
(19)訪問看護ターミナルケア療養費 1	【25,000 円】	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
(20)訪問看護情報提供療養費 1	【1,500 円】	150 円	300 円	450 円	
訪問看護情報提供療養費 2	【1,500 円】	150 円	300 円	450 円	
訪問看護情報提供療養費 3	【1,500 円】	150 円	300 円	450 円	

(1) 訪問看護基本療養費 (I) の算定は、通常の医療訪問看護の場合、週 3 回を限度とします。週 4 日以降の訪問看護が必要と主治医が評価した場合、特別訪問看護指示書 (急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要であることを記載した訪問看護指示書) の交付を受け、月 1 4 日までを限度とします。〔別表第 7・第 8〕に該当するご利用者の場合は、週 4 日以上訪問看護が可能です。

がん専門訪問看護料及び褥瘡専門訪問看護料とは、緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による同行訪問を行った場合、月 1 回に限り算定されます。但し、その回に限り、訪問看護管理療養費は算定されません。

(2) 訪問看護基本療養費 (III) は、診療に基づき試験外泊時の訪問が必要と認められたご利用者が在宅療養に備えて一時的に外泊している日に、主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを受けた場合に 1 回算定されます。また、〔別表第 7・第 8〕に該当するご利用者については 2 回まで算定可能となります。なお、その際訪問看護管理療養費は算定されません。

(3) 難病等複数回訪問加算は、〔別表第 7・第 8〕に該当するご利用者や特別訪問看護指示書期間中のご利用者で、1 日に複数回訪問を行った場合に、回数に応じて諸定額に加算されます。

(4) 長時間訪問看護加算は、(※1) 長時間の訪問を要するご利用者に対して、1 回の訪問時間が 90 分を超えた訪問看護を実施した場合に、週 1 回に限り加算されます。

(※1) 長時間の訪問を要するご利用者

①人工呼吸器を使用している状態にあるご利用者

②15歳未満の超重症児・準超重症児の判定基準による判定スコア10以上のご利用者 (※週3日まで可能。)

③特別な管理を必要とするご利用者〔別表第8〕

(5) 乳幼児加算は、6歳未満の乳幼児のご利用者へ訪問看護を行った場合に、訪問看護利用1日につき料金が加算されます。

(6) 複数名訪問看護加算は、看護師一人で看護を行うのが困難な以下のご利用者に対して、ご利用者及びそのご家族等の同意を得たうえで、複数名の看護職員と同時に訪問看護を行う場合(1名は必ず看護職員であること)に算定されます。なお、算定に当たっては、看護師職員による複数名訪問の場合は週1回に限り加算されます。

①〔別表第7・第8〕に該当するご利用者

③ 特別訪問看護指示期間中のご利用者

③暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為が認められるご利用者

(7) 緊急訪問看護加算は、ご利用者又はご家族の緊急の求めに応じて、診療所又は在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院の主治医からの指示に基づき、事業所が緊急訪問看護を行った場合に、1日につき1回に限り加算されます。

(8) 早朝・夜間・深夜加算は、ご利用者またはそのご家族などの求めに応じて、下記の時間帯に訪問した場合に、訪問の都度、加算されます。

◎早朝(午前 6時～午前 8時)

◎夜間(午後 6時～午後10時)

◎深夜(午後10時～午前 6時)

(9) 訪問看護管理療養費は、指定訪問看護事業所において安全管理の基本方針が確立され、また事故発生時の対応・再発防止体制が整備されており、主治医へ計画・報告文書等の提示及び連携確保や、ご利用者の療養に関する相談及び連絡体制等の整備など、サービス実施に関する計画的な管理体制を継続して行っている場合に、訪問の都度、算定されます。

(10) 24時間対応体制加算は、事業所がご利用者又はそのご家族から電話等により、看護に関する意見を求められた際に、24時間常時対応でき、緊急時訪問看護を行える体制を整備しており、且つご利用者に対してその体制を説明し同意が得られた場合に、1月につき1回加算されます。

(11) 特別管理加算は、〔別表第8〕に該当される重症度の高い状態もしくは特別な管理を必要とする状態にあるご利用者に対して、計画的な管理を行った場合に、1月につき1回加算されます。  
※加算の算定金額は、〔別表第8〕に該当するご利用者の状態により異なります。

(12) 退院時共同指導加算は、保険医療機関や介護老人保健施設の退院又は退所時に、ご利用者又はそのご家族に対して、事業者の看護師等が入院又は入所施設の主治医等とともに、居宅での療養に関する指導を行った場合に加算されます。

但し、〔別表第7・第8〕に該当するご利用者については、退院前に十分な指導を行う必要があることから、2回まで加算することがあります。

(13) 〔別表第8〕に該当する特別な管理が必要なご利用者に対して退院時共同指導を行った場合は、退院時共同指導加算と併せて特別管理指導加算が1回に限り加算されます。

(14) 退院支援指導加算は、〔別表第7・第8〕に該当するご利用者又は、退院日の訪問看護が必要と認められたご利用者に対して、事業者の看護師等が退院日に在宅において、療養上必要な指導を行った場合に加算されます。また、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合、もしくは複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合、8,400円が算定されます。

※退院日の翌日以降初日に加算されます。初回サービスが行われる前に死亡又は再入院した場合は、死亡日又は再入院日に加算されます。

- (15) 在宅患者連携指導加算は、ご利用者の同意を得て、訪問診療及び訪問歯科診療を実施している保健医療機関や訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と、月2回以上文書等で情報共有を行い、情報共有を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に加算されます。
- (16) 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、ご利用者の状態急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の開催するカンファレンスに看護師が参加して、共同でご利用者やご家族に対して指導を行った場合に、月2回まで加算されます。
- (17) 訪問看護医療 DX 情報活用加算は、看護師が電子資格確認（オンライン資格確認）により、利用者の診療情報を取得等したうえで、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、月1回に限り加算されます。
- (18) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た事業所が、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合、訪問看護管理療養費が算定されている場合に、いずれも月1回に限り加算されます。
- (19) 訪問看護ターミナルケア療養費1は、訪問看護基本療養費を算定しているご利用者に対して、以下の算定要件を満たしたうえで主治医と連携の下にご利用者宅にてターミナルケアを提供した場合に算定されます。なお、ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外でお亡くなりになられた場合でも、算定の対象となります。

**【算定要件】**

- ① 訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制についての説明をご利用者及びそのご家族等に行った上でターミナルケアを行っていること。
  - ② ご利用者がお亡くなりになった日及びお亡くなりになる前14日以内に、2回以上の訪問看護基本療養費または退院支援指導加算を算定していること。
- (20) 訪問看護情報提供療養費1は、厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者について、事業者が当該利用者の同意を得て、当該ご利用者の居住地を管轄する市町村又は都道府県（以下「市町村等」という。）に対して、当該市町村等からの求めに応じて、訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保険福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定されます。

訪問看護情報提供療養費2は、厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者が初めて義務教育諸学校（以下「学校等」という。）に在籍する場合、事業者が、当該利用者及びご家族の同意を得て、当該学校等からの求めに応じて、医療的ケアの実施方法等の訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該ご利用者に係る情報を提供した場合に、1人につき月1回に限り算定されます。

訪問看護情報提供療養費3は、ご利用者が保健医療機関や介護老人保健施設等（以下、「保険医療機関等」という。）に入院又は入所された場合、ご利用者の診療を行っている保険医療機関が、その保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって、ご利用者の同意を得て、事業者が当該保険医療機関に、指定訪問看護に係る情報を提供した場合に、月1回に限り算定されます。

### (共通) 保険適用外料金

自費項目	ご負担額 (括弧内は税抜)		対象欄
自費の訪問看護	11,000円 (10,000円)	1時間につき	
エンゼルケア	22,000円 (20,000円)	1回のみ	
交通費 (片道 10km 毎)	110円 (100円)	訪問毎	
駐車料金 (コインパーキング使用時のみ)	220円 (200円)	訪問毎	

(注) 自費の訪問看護とは、各種保険適用外での看護サービスです。ご家族への集まり等イベント時の一時帰宅、冠婚葬祭時の付添などに上記料金をご負担いただくことで、事業者からの訪問看護サービスをご利用いただけます。ご希望の際にはご相談ください。但し、医療行為に関しては、関連法令に定められている範囲とさせていただきます。

(注) ご利用者のご自宅でお亡くなりになられた際、事業者による死後の処置をご希望される場合は、上記エンゼルケア料金を別途ご負担いただきます。

(注) 医療保険適用の場合、訪問看護サービスを提供するためにご利用者宅を訪問する際に、交通費及び駐車料金として、一律上記の料金を別途ご負担いただきます。

(注) 本契約の有効期間中、税法の改正により消費税率が変動する場合、当該税法改正施行日以降のご利用につきましては、上記ご負担額に変動後の税率を適用した料金をご負担いただきます。

### (その他料金に関する留意事項)

1. 本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令又は医療費（診療報酬）の改正により、訪問看護サービス利用料金又は、利用者負担額も改定となる場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業者は、法令改正後速やかにご利用者に対し、契約書兼重要事項説明書を新たに提示し、改定の施行時期及び金額を通知し、同意を得るものとします。
2. 公的保険制度以外の、予めご利用者の希望により計画された本書取り扱い外のサービスについては、本規定は適用されません。



## 別 表

### 〔第7〕厚生労働大臣の定める疾病等

①末期の悪性腫瘍	②多発性硬化症	③重症筋無力症
④スモン	⑤筋萎縮性側索硬化症	⑥脊髄小脳変性症
⑦ハンチントン病	⑧進行性筋ジストロフィー症	⑨パーキンソン病関連疾患※1
⑩多系統萎縮症※2	⑪プリオン病	⑫亜急性硬化性全脳炎
⑬ライソゾーム病	⑭副腎白質ジストロフィー	⑮脊髄性筋萎縮症
⑯球脊髄性筋萎縮症	⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎	⑱後天性免疫不全症候群
⑲頸髄損傷	⑳人工呼吸器を使用している状態	

※〔別表第7〕に該当する場合は、介護保険（介護予防を含む）の認定を受けていても訪問看護は医療保険の適用になります。

### 〔第8〕厚生労働大臣が定める状態等

※重症度の高いご利用者	介護保険：特別管理加算Ⅰ 医療保険：特別管理加算（重症度高）5,000円	
在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にあるご利用者。又は、気管カニューレもしくは、留置カテーテルを使用している状態にあるご利用者		
※特別な管理が必要なご利用者	介護保険：特別管理加算Ⅱ 医療保険：特別管理加算 2,500円	
在宅自己腹膜灌流指導管理	在宅血液透析指導管理	
在宅酸素療法指導管理	在宅中心静脈栄養法指導管理	
在宅成分栄養経管栄養法指導管理	在宅自己導尿指導管理	
在宅人工呼吸器管理	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	
在宅自己疼痛管理指導管理	在宅肺高血圧症患者指導管理	
在宅患者訪問点滴注射管理指導料算定者 （点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態）		
人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態のご利用者		
真皮をこえる褥瘡（床ずれ）の状態にあるご利用者		
① NPUAP分類Ⅲ度又はⅣ度		
② デザイン分類 D3.4 又は D5		

※1 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）

※2 線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群